

舟橋村立小中学校  
保護者各位

舟橋村教育委員会

新型コロナウイルス感染症による出席停止等の取り扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症に係るご家庭でのご配慮について、多大なるご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、先日来の感染状況に鑑み、児童生徒の出席停止等の取り扱いについて、今後は下記のとおりといたします。ただし、中部厚生センター等（以下、「厚生センター等」と表記します。）から直接指示又は要請があった場合は、その指示等に従ってください。

なお、これまでと同様に学校との連絡を速やかにしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

児童生徒（本人）の状況	児童生徒（本人）の出席停止等の取り扱い （「出席停止」は欠席日数に含みません。）
1 <u>本人及びその同居家族</u> が濃厚接触者と接触した場合	・保護者の判断で休む場合は「出席停止」とします。
2 本人の <u>同居家族</u> がPCR検査等を受けることになった場合	(1) 濃厚接触者に特定され検査を受ける。 ・本人を自宅待機とし「出席停止」とします。 (期間は、濃厚接触者と特定された日から、厚生センター等に指示された日まで)
	(2) 濃厚接触者ではないが、検査を受ける。 <状況を考慮して判断> ・原則、本人を自宅待機とし「出席停止」とします。 (期間は、検査を受けるよう指示があった日から、 <u>結果が判明した日まで</u> ) ・本人に感染の可能性が低い場合に、学校と協議し、保護者の判断で休む場合は「出席停止」とします。
3 <u>本人</u> がPCR検査を受けることになった場合	(1) 濃厚接触者に特定され検査を受ける。 ・本人を自宅待機とし「出席停止」とします。 (期間は、濃厚接触者に特定された日から、 <u>厚生センター等に指示された日まで</u> )
	(2) 濃厚接触者ではないが、厚生センター等の指示で検査を受ける。 ・本人を自宅待機とし「出席停止」とします。 (期間は、検査を受けるよう指示があった日から、 <u>結果が判明した日まで</u> )

裏面に続きます。

<p>4 <b>本人</b>の感染が確認された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の療養に対して「出席停止」とします。 (期間は、感染が判明した日から、<u>厚生センター等が登校を許可した日まで</u>)</li> </ul> <p>&lt;学校の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)他に検査対象者がいない場合は、通常どおり学校を開きます。</li> <li>(2)濃厚接触者や接触者が確認された場合は、PCR検査対象者のみ「出席停止」措置とし、通常どおり学校を開きます。</li> <li>(3)学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、その範囲に応じて、学級、学年、学校全体で臨時休業とします。</li> </ul>
<p>5 <b>本人や同居家族</b>に発熱等の症状が見られる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、本人を自宅療養とし「出席停止」とします。 (かかりつけ医等に電話相談し、指示に従ってください。)</li> </ul>
<p>6 その他、保護者の判断で、<b>本人</b>を欠席させる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な理由があると校長が判断した場合は、「出席停止」とします。 (期間は、学校と協議します。)</li> </ul> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要、或いは基礎疾患のある児童生徒について、主治医の見解を受けて休ませたい場合</li> <li>・生活圏や保護者が勤務される地域において、感染経路が不明な患者が急増していて不安がある場合</li> </ul>

今後も判断が難しい場合があると思われるので、判断に迷われた際は、学校へご相談ください。教育委員会と協議して回答いたします。